

知事許可漁業の申請マニュアル

(1) 本県の知事許可漁業の分類

ア 漁業ごと及び船舶ごとに知事の許可を受けなければならない漁業 (富山県漁業調整規則(以下「規則」という。)第4条)

(ア) 小型まき網漁業(総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。)

- ・ このしろぼらまき網漁業

(イ) 機船舶びき網漁業

- ・ しらふげ機船舶びき網漁業
- ・ さより機船舶びき網漁業

(ウ) 敷網漁業

- ・ 八そう張網漁業

(エ) ごち網漁業

- ・ えびごち網漁業(しらえびを目的とするもの)
- ・ えびごち網漁業(ほっこくあかえびを目的とするもの)
- ・ たいごち網漁業

(オ) かごなわ漁業

- ・ べにずわいがにかごなわ漁業
- ・ ばいかごなわ漁業
- ・ かざみかごなわ漁業
- ・ えびかごなわ漁業
- ・ あなごかごなわ漁業

(カ) 刺し網漁業

- ・ まき刺し網漁業
- ・ さより流し網漁業
- ・ そうだかつお刺し網漁業
- ・ きすこぎ刺し網漁業
- ・ あまだいこぎ刺し網漁業

(キ) 固定式刺網漁業

- ・ 底刺し網漁業

(漁業の許可及び取り締まりに関する省令第70条)

(ク) 小型機船底びき網漁業

- ・ 小型機船底びき網漁業(A海域内)
- ・ 小型機船底びき網漁業(A海域外)

イ 漁業ごとに知事の許可を受けなければならない漁業(規則第4条)

(ア) つけ漁業

- ・ ふくらぎつけ漁業

(2) 許可申請等の類型別分類

ア 新規許可申請（規則第 11 条）

新たに知事許可漁業を営もうとする者が行う許可申請。

(注) 新規許可の取扱いについては、漁業の種類ごとに、海区漁業調整委員会に諮問し、新規に許可する者の数や申請期間等を定めて公示する。

申請者の数が公示による数を超える場合には、海区漁業調整委員会の意見を聞いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可を行う。

各漁業には、漁業調整上等の理由から、各種制限が設けられているので、別表「申請（届出）書及び添付書類一覧表」（P 7）以外に関係書類の提出を求められる場合がある。

【参考】 現行知事許可の有効期間満了日

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

漁業の種類	有効期間	満了日
小型機船底びき網(内)	5年	R8. 8. 31
小型機船底びき網(外)	5年	R5. 8. 31
このしろぼらまき網	5年	R8. 10. 31
しらふげ機船船びき網	5年	R8. 10. 31
さより機船船びき網	5年	R9. 3. 20
八そう張網	5年	R7. 12. 21
えびごち網(しらえび目的)	5年	R9. 3. 31
えびごち網(ほっこくあかえび目的)	5年	R9. 8. 31
たいごち網	5年	R5. 5. 31
べにずわいがにかごなわ	5年	R9. 8. 31
ばいかごなわ	5年	R9. 11. 30
かざみかごなわ	5年	R9. 5. 9
えびかごなわ	5年	R8. 3. 31
あなごかごなわ	5年	R8. 5. 31
まき刺し網	5年	R9. 9. 30
さより流し網	5年	R9. 3. 20
そうだかつお刺し網	5年	R5. 8. 31
きすこぎ刺し網	5年	R8. 4. 30
あまだいこぎ刺し網	5年	R5. 5. 31
底刺し網	5年	R5. 8. 31
ふくらぎつけ	5年	R9. 7. 4

イ 継続の許可申請（規則第 14 条第 1 項第 1 号）

許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請する場合の許可申請。

許可の申請は従前の許可の有効期間の満了日の 3 カ月前から 1 カ月前までの間にしなければならない（規則第 14 条第 2 項）。

なお、ふくらぎつけ漁業については、期間満了ごとに新規許可申請（ア）が必要となる。

ウ 代船許可申請（規則第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）

(i) 許可を受けた者が、その有効期間中に、許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶を使用する場合の許可申請。

(ii) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から 6 カ月以内（その許可の有効期間に限る。）に、他の船舶を使用

する場合の許可申請。

エ 承継許可申請（規則第 14 条第 1 項第 4 号）

許可を受けた者から、許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする場合の許可申請。なお、共同経営化についても含まれる。

オ 変更の許可申請（規則第 16 条）

許可を受けた者が制限措置と異なる内容により漁業を営もうとする場合の許可申請。

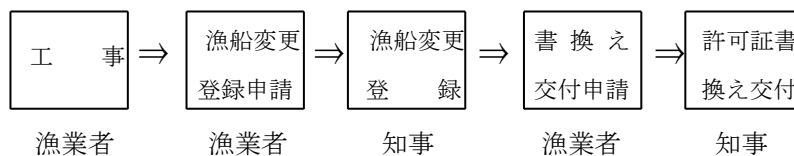
＜制限措置（規則第 11 条第 1 項）＞

- 1 漁業種類
- 2 許可すべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- 3 推進機関の馬力数
- 4 操業区域
- 5 漁業時期
- 6 漁業を営む者の資格

カ 書換え交付申請（規則第 27 条）

許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに許可証の書換え交付申請をしなければならない。

推進機関入替等の場合の申請の流れは以下のとおり。



キ 相続又は合併・分割（規則第 17 条）

許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割したときは、その相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割により全部を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継することとなるが、この場合、地位を承継した者は、承継の日から 2 カ月以内に、届出なければならない。

（注） 承継した日とは相続開始の日（死亡の日）又は合併の日をいう。

ク 再交付申請（規則第 28 条）

漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかにその理由を付して、許可証の再交付申請をしなければならない。

ケ 休業届（規則第 19 条）

漁業の許可を受けた者が、1 漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

また、休業中の漁業に就業しようとする場合も届け出なければならない。

< 漁業許可の失効（規則第 18 条） >

漁業の許可は、次の場合に失効する。

- 1 許可を受けた者が死亡し、又は解散したとき
(相続又は合併若しくは分割により承継される場合を除く。)
- 2 許可を受けた者が、廃業したとき
- 3 許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき
- 4 許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき
- 5 許可を受けた船舶を譲渡し、貸付け、返還し、その他
その船舶を使用する権利を失ったとき

} 船舶ごとに許可を要する
漁業のみ

なお、これらの場合、許可を受けた者は当該許可に係る漁業を廃止したときから 2 カ月以内に届け出なければならない。

< 漁業許可の取り消し（規則第 20 条、第 22 条、第 23 条） >

漁業の許可は、次の場合などに取り消されることがある。

- 1 適格性を有しない場合（規則第 22 条）
- 2 漁業調整その他公益上の必要がある場合（規則第 23 条）
- 3 許可を受けた者が 6 カ月間又は引き続き 1 年間休業したとき（規則第 20 条）

< 許可証の返納（規則第 30 条） >

漁業の許可を受けた者は、許可が効力を失い、又は取り消されたときは、速やかにその許可証を返納すること。

許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を届け出ること。

漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって設立した法人又は清算人が手続きをすること。

(3) 許可申請等にあたっての留意事項

ア 申請又は届出の経由機関

許可申請又は届出しようとする者は、その住所の所在する市町村の長を経由し申請し、又は届け出なければならない。（富山県知事の権限に属する事務の処理の特例

に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第2条)

なお、県内に住所を有しない者は、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えて申請、又は届け出なければならない。(規則第2条)

イ 申請(届出)書及び添付書類

許可申請又は届出しようとする者は、別表の「申請(届出)書及び添付書類一覧表」に掲げる関係書類を提出すること。

※漁業調整上等の理由から“許可をするかどうかの判断に関し必要と認められる”他の書類の提出を求めることがある。

ウ 資源管理の状況等の報告の提出(規則第21条)

全ての漁業許可について、許可を受けた者は、毎年1月末日までに前年の1月1日から12月31日までの資源管理の状況等の報告を行わなければならない。

なお、べにずわいがにかごなわ漁業については資源管理の観点から別途毎月漁獲成績報告書を提出すること。

<資源管理の状況等の報告事項>

- 1 許可を受けた者の氏名(法人名)
- 2 許可番号
- 3 報告の対象となる期間
- 4 漁獲量その他の漁業生産の実績
- 5 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- 6 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- 7 その他必要な事項

エ 添付書類作成上の留意事項

- (ア) 別表の△印の書類は、該当する場合に添付。
- (イ) 申請者が漁協本人の場合は、副申書は不要。
- (ウ) 「ふくらぎつけ漁業」の許可申請の場合は、漁船原簿謄本は不要。
- (エ) 漁船原簿謄本は、漁船登録票の写しで代用してもよい。
- (オ) 戸籍謄本は、相続の事実及び相続人の範囲がわかるものとする。
- (カ) 起業認可の場合は、許可に準じて添付書類を作成すること。

<富山県手数料条例別表第1>

5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	2,900 円
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	2,400 円

別表

許可申請(届出)書類一覧表

許可様式番号 (便覧上)		1～ 4、 14	5	6		7	8	9	10	11	12	13				15	16		17	18		19	
準備書類 申請事項		申請書(相続の場合は届出書)	申請理由書(相続の場合は届出理由書)	所属漁業協同組合長の副申書	漁船原簿謄本	休業届	就業届	廃業届	旧船舶及び漁具処分説明書	賃貸借契約書又は使用貸借契約書 (又は船舶使用承諾書)	共同経営者権利義務説明書	共同経営者脱届	住民票	戸籍謄本	印かん証明書	同意書(共同相続人又は共同経営者)	亡夫・紛失届	許可証	代表者選定届	年間操業計画書	漁具届	操業同意書	
		許 新規	○	○	○	○					△	△				△				△	○	○	△
可		一斉更新	○	○	○	○				△	△				△		△	○	△	○	○	△	
		代船	○	○	○	○				○	△	△				△		△	○	△	○		
		承継	○	○	○	○			○	△	△	△				○		△	○	△	○	○	△
		変更	○	○	○	○					△	△				△		△	○	△	○	○	△
書換		○		○	○					△	△	△	△		△	△	△	○	△				
相続		○		○	○					△	△			○	○	○	△	○	△				
再交付		○		○	○												○						
休業・就業				○		△	△																
廃業				○				○	○						○		△	○					